

## 単独判定料金規則

平成26年9月1日改訂・施行

(目的)

第1条 この規則は、一般財団法人ソフトウェア情報センター（以下「センター」という。）の仲裁、中立評価、単独判定及び和解あっせん事務規程第16条第2項の規定に基づき、単独判定料金の支払いについて必要な事項を定める。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語は、特に定めがある場合を除き、事務規程及び単独判定手続規則において使用する用語の例による。

(料金の種類)

第3条 紛争の当事者から徴収する料金は、次のとおりとする。

- (1) 申立手数料
- (2) 期日手数料
- (3) 単独判定手数料
- (4) その他の費用

(申立手数料)

第4条 申立人は、センターに対し、単独判定手続申立書を提出する際に、別表に掲げる申立手数料を納付しなければならない。

- 2 申立手数料は、単独判定手続の申立てを受理した後は返還しない。
- 3 前項の規定にかかわらず、単独判定人が選任される前までに申立てを取り下げたときは、第1項で納付された額から1万円（税抜き）を差し引いた額を返還する。
- 4 申立人は、申立額を増額した場合は、元の申立額に該当する申立手数料との差額を支払わなければならない。

(期日手数料)

第5条 申立人は、センターに対し、単独判定手続の期日又は準備期日について、それぞれの期日が開催される前までに、それぞれ別表に掲げる期日手数料を納付しなければならない。

(単独判定手数料)

第6条 申立人は、単独判定がなされた場合には、センターに対し、別表に掲げる基準により算出した単独判定手数料を納付しなければならない。

- 2 紛争請求額を算定することが不能又は困難な場合、センター長は、単独判定人の意見を聴いて、事案の内容、背景、当事者の事情、単独判定の経緯その他の事情を勘案して、別

## (単独判定料金規則)

表に掲げる金額を紛争請求額とみなして単独判定手数料を算定することができる。ただし、別表に掲げる金額は事案に応じて減額することができる。

- 3 単独判定手数料の納付額に金1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。
- 4 単独判定手数料は、単独判定書の送達前に納付しなければならない。

### (その他の費用)

- 第7条 単独判定の審理に要する、速記、通訳、翻訳、鑑定等の費用、証人の日当、仲裁人等が出張したときの旅費、日当、宿泊費及び会議室借料、その他の諸費用については、費用発生時に単独判定人が暫定的に申立人の負担額定め、申立人はそれに従ってセンターに諸費用を納付しなければならない。
- 2 単独判定人は、前項に規定する費用について、あらかじめ申立人に概算額及び積算内訳を提示し、その内容について申立人から同意を得なければならない。

### (納付の方法)

- 第8条 紛争解決センターに対する金員の納付は、同センターの指定する銀行口座への振り込みにより行うものとする。

### (消費税に相当する額)

- 第9条 この規則で定める料金の額は、消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき紛争解決センターの役務に課せられる消費税の額に相当する額を含まない。

## 附 則

この規則は、平成26年5月1日から適用する。

## 別表

申立手数料 (第4条)	1件につき	5万円に、申立額に応じて下記計算式により算出した額を加えた額 ・申立額が1,000万円までの部分：5万円 ・申立額が1,000万円を超え10億円までの部分：100万円ごとに3,000円 ・申立額が10億円を超える部分：500万円ごとに10,000円	
期日手数料 (第5条)	1当事者（申立人）が1回につき	10万円	
単独判定 手数料 (第6条)	1件の紛争請求額 (Aは紛争請求額)	500万円以下	5万円
		500万円超－1,500万円以下	5万円+ (A－500万円) ×0.01
		1,500万円超－3,000万円以下	15万円+ (A－1,500万円) ×0.008
		3,000万円超－5,000万円以下	27万円+ (A－3,000万円) ×0.006
		5,000万円超－1億円以下	39万円+ (A－5,000万円) ×0.004
		1億円超－10億円以下	59万円+ (A－1億円) ×0.002
		10億円超－50億円以下	239万円+ (A－10億円) ×0.0008
		50億円を超える場合	運営委員会が定める
紛争請求額が不明な場合、1件につき800万円を紛争請求額とみなす。(第6条第2項) * 事案に応じて減額することができる。			

※上記料金には、消費税は含まれていない。